

健康診断の省略。だれが、いつ判断するのか。 2020. 6

労働安全衛生法で健康診断項目の一部を

・会社担当者の判断で省略できる ・医師の判断で省略できる ・医師が必要と認めた場合は実施するなどの規定があります。

1. 会社担当者の判断で省略できる健診

	安全衛生規則 44 条 3 項	省略できる健診項目
省略内容	一定期間内(1年又は6か月)に既に実施した健診項目は省略できる	雇い入れ時の健診など、他の健診を実施し、結果を入手している健診項目
判断時期	健診前	

*他の健診で入手した検査結果を健康診断個人票に記入すること

2. 医師の判断が必要な健診

	条 件	対象例
内 容	医師が必要ないと認めた場合は省略できる	一般健康診断の34歳未満の血液検査 40歳未満(35歳を除く)の腹囲測定
	医師が必要と認めた場合は実施する	有機溶剤特殊健康診断の一部検査項目 特化物特殊健康診断の一部検査項目
判断時期	当該健診のために入手した、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査、前回までの健康診断結果等を踏まえ判断する (注) ・上記情報の入手前に判断できない。 ・個々人ごとに判断することが必要であり、全対象者一律に省略することはできない。	

参考

H29. 8通達 定期健康診断等における健診項目の取り扱い等について より

一部において、健診項目の省略の判断を医師でない者が一律に判断していることが懸念される。

一律な省略ではなく、経時的な変化や、自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能である。

R2. 3通達 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について より

特殊健康診断の医師が必要と認めた場合に行う健診項目について

それぞれの検査の実施の要否は、必須項目（業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、既往の検査結果の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査など）の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、医師が判断する。

また、この場合の「医師」は、主に、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。